

上越市選挙管理委員会告示 第 28 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 129 条第 1 項から第 4 項までの規定により、令和 6 年 4 月 21 日執行の上越市議会議員一般選挙において、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に支給することができる実費弁償及び報酬の額、並びに選挙運動のために使用する労務者に支給することができる実費弁償及び報酬の額を次のとおり定めた。

令和 6 年 4 月 14 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し、支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ウ 宿泊料（食事料二食分を含む） 一夜につき 12,000 円
 - エ 弁当料 一食につき 1,000 円、一日につき 3,000 円
 - オ 茶菓料 一日につき 500 円

- 2 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

- ア 選挙運動のために使用する事務員 一日につき 10,000 円以内
- イ 専ら自動車上における選挙運動をする者 一日につき 15,000 円以内
- ウ 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき 15,000 円以内
- エ 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき 15,000 円以内

3 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる
実費弁償の額

- ア 鉄道賃及び車賃 上記 1 のア・イに掲げる額
- イ 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき 10,000 円

4 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる
報酬の額

- ア 基本日額 10,000 円以内
- イ 超過勤務手当 一日につき基本日額の 5 割以内